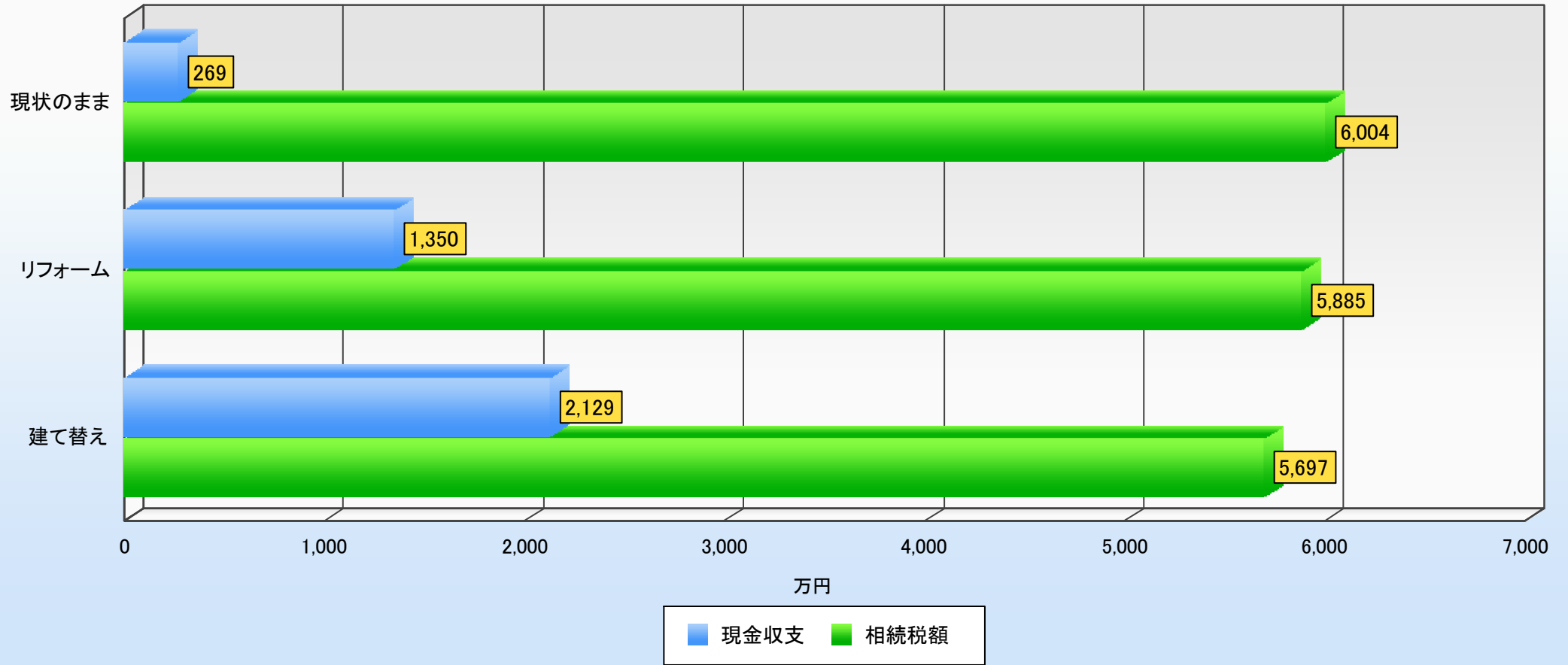


5)-4 アパートリフォームVS建替え (相続税額と現金収支)



- 「相続税額」は、相続条件欄で入力された年における各活用法ごとの相続税額(概算)を表します。
- 「現金収支」は、新たな古アパートの活用または建替えで生まれた現金収支累計に相続条件欄で入力された最終手取り割合を乗じたものです。  
 (現金収支累計がマイナスになる場合は、最終手取り割合は乗せずに、そのままの金額を計上)
- この「現金収支」を相続税の「納税準備金」とみなすことで、各活用法別の納税資金対策効果も比較しやすくなります。